

市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく！

【申告期間】

2月16日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日は受付をお休みします)

申告の必要な人

平成21年1月1日現在、大洲市にお住まいで、次の人が対象です。

◆平成20年中に、営業等・農業・不動産・生命保険などの満期金・個人年金・配当金などの収入があった人

◆給与所得者で次に該当する人

○パート、アルバイトの人や平成20年中に退職した人で、年末調整をしていない人

○給与所得以外の収入のあった人

※所得税の確定申告では、給与以外の所得が20万円を超えない場合は申告の必要はありませんが、市県民税の申告では給与所得と合わせて申告をする必要があります。

申告の必要がない人

◆税務署に所得税の確定申告書を提出する人
◆給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人

申告に必要なもの

①印鑑
②給与・年金などのある人は「源泉徴収票」
③収入や経費の算出に必要な帳簿・明細書・領収書など
④社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの領収書または控除証明書」

⑤生命保険料控除、地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
⑥医療費控除を受ける人は「医療費の領収書」「高額療養費、保険金などで補

てんされた金額のわかるもの」など
※③～⑥の領収書などは平成20年中に支払ったものに限りです。

申告書について

申告が必要と思われる人には、案内ハガキを送付します。**自主申告**をされる人で、申告書の送付を希望される場合はご連絡ください。(市役所・支所・公民館・自治センターの窓口にも配置します。また、市役所ホームページから用紙のダウンロードをすることもできます。)

※案内ハガキが送付されていない人でも新たに申告が必要となった場合は、自主的に申告をしてください。

自主申告について

自主申告とは申告書をご自分で書いて提出する方法です。記入方法が不明な場合はお問い合わせください。

申告書の提出は市役所税務課・各支所総務商工課までお願いします。最寄りの公民館経由で提出いただいてもかまいません。
※社会保険料控除や生命保

★年金受給者の皆様へ 所得税の確定申告相談会開催のお知らせ

○対象者

受給している年金の確定申告が必要な人
※営業等・農業・不動産および譲渡所得などがある人は対象となりませんのでご注意ください。

【日時・場所】

- 2月3日(火) 脇川公民館
午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時
- 2月4日(水)～2月6日(金) 総合福祉センター
午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時
- 2月9日(月) 長浜体育館
午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時

【問い合わせ先】

大洲税務署 個人課税部門
☎24-3115
大洲市役所 税務課市民税係
☎24-2111 (内線129・130・131)

申告相談について

市役所や各支所などを会場に次の日程で申告相談を実施します。申告について分からないことや、ご相談のある人はお気軽にご利用ください。

お願い

医療費控除を受けられる人や、営業等・農業・不動産などの収入があり収支計算が必要な人は、事前に合計額を計算の上お越しください。

申告がないと、課税・所得証明書の発行ができなかったり、国民健康保険税の軽減措置の適用を受けられない場合があります。

税務署から確定申告の案内があった人、また所得税の還付を受ける人は、必ず税務署で申告してください。

市県民税の申告相談

平成21年度分市県民税申告相談日程表

庁舎内申告相談日

【受付期間】 2月16日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時 (※土・日曜日を除く)	【会場】 ◆市役所：5階会議室 ◆長浜支所：1階総務商工課内 ◆肱川支所：3階会議室 ◆河辺支所：3階第3・第4会議室
--	--

申告期間中は込み合いますので、申告相談に時間がかかる場合があります。
 また、今年度から一部地区の会場を他会場と統合しております。ご理解とご協力をお願いします。

【地区別申告相談日】

本 庁 管 内	地区	期日	受付時間	会場
	大洲・南久米	2月16日(月)～20日(金)	午前9時～午後4時	市役所
	上須戒	3月2日(月)	午前9時～午後3時	上須戒連絡所
	三善・八多喜	3月3日(火)	午前9時～午後4時	八多喜連絡所
	柳沢	3月4日(水)	午前9時～午後3時	柳沢連絡所
	新谷	3月5日(木)	午前9時～午後4時	新谷連絡所
	大川	3月6日(金)	午前9時～午後3時	大川連絡所
	菅田	3月9日(月)	午前9時～午後4時	菅田連絡所
	平野	3月10日(火)	午前9時～午後4時	平野連絡所

※今年度から南久米・三善地区の会場を統合しております。市役所またはお近くの会場へお越しください。
 また、一部地区の受付時間を変更しておりますので、ご注意ください。

長 浜 支 所 管 内	地区	期日	受付時間	会場
	白滝・柴・戒川	2月23日(月)	午前9時～午後4時	白滝公民館
	大和・豊茂	2月24日(火)		大和公民館
	櫛生・出海	2月25日(水)		櫛生福祉センター
	長浜・沖浦・喜多灘	★2月26日(木)～27日(金)		長浜体育館

※今年度から豊茂・出海・沖浦・喜多灘地区の会場を統合しております。お近くの会場へお越しください。
 ※長浜体育館で申告相談を行う日は、長浜支所では申告相談ができませんのでご注意ください。
 ★職員を増員しておりますので、白滝・大和・櫛生会場での相談日に来られない場合は、できるだけ2月26・27日の長浜体育館にお越しください。

肱 川 支 所 管 内	地区	期日	受付時間	会場
	全域	2月18日(水)～20日(金)	午前9時～午後4時	肱川公民館

※今年度から各地区の会場を統合しております。肱川公民館にて3日間申告相談を行いますので、期日内の都合のよい日にお越しください。
 ※肱川公民館で申告相談を行う日は、肱川支所では申告相談ができませんのでご注意ください。

河 辺 支 所 管 内	地区	期日	受付時間	会場
	山鳥坂・植松・三嶋・北平	★2月17日(火)	午前9時～午後4時	河辺支所
	横山	2月18日(水)		
	川崎	2月19日(木)		
	川上	2月24日(火)		
	河都	2月25日(水)		

★職員を増員しておりますので、指定日に来られない場合は、できるだけ2月17日(火)にお越しください。
 ※2月20・23・27日、3月2・5・6・9日は申告相談ができませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

市役所税務課市民税係 ☎24-2111 (内線129・130・131)
 肱川支所総務商工課 ☎34-2311 (内線112・140)

長浜支所総務商工課 ☎52-1111 (内線23・40)
 河辺支所総務商工課 ☎39-2111 (内線124)

個人住民税の寄附金税制が変わります！

平成20年1月1日以降に行った寄附が新しい制度の対象となり、平成21年度に課税される住民税から適用されることになりました。

① 地方公共団体に対する寄附金控除の拡充（ふるさと納税）

「ふるさと」に貢献または応援したいという思いを実現する観点から、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

寄附金のうち5千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除されます。

② 都道府県・市区町村が条例で指定した団体に対する寄附金控除の拡充

所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金控除（国および政党などに対する寄附金を除く）の中から、都道府県または市区町村が条例で指定することにより、住民税でも控除が受けられることになりました。

		改正前	改正後
対象寄附金		○都道府県・市区町村 ○住所地の都道府県共同募金会 ○住所地の日本赤十字社支部	○都道府県・市区町村 ○住所地の都道府県共同募金会 ○住所地の日本赤十字社支部 ○愛媛県内に主たる事務所を有する法人または団体（学校法人・社会福祉法人など）
控除の適用対象金額		10万円を超える額	5千円を超える額
控除方式		所得控除（総所得金額等から控除）	税額控除（算出した税額から控除）
方控除	基本控除 ※1	(寄附金-10万円) を所得控除	(寄附金-5千円) × 10%
	特例控除 ※2 (ふるさと納税)	—	(寄附金-5千円) × (90%-寄附者の所得税の税率) ただし、個人住民税所得割の1割を限度
控除対象限度額		総所得金額等の25%	総所得金額等の30%

※1 すべての対象寄附金に適用される控除

※2 都道府県・市区町村に寄附した場合のみ適用される控除（控除額は※1と※2の合計額）

◆ 寄附金控除を受けるためには…**申告が必要**です。

1年間に行った寄附の領収書を添付して確定申告または住民税申告を行ってください。

※ 所得税の課税をされている人は、必ず確定申告において寄附金控除を申告してください。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111（内線129・130・131）

泉 久米雄 様 (大分県)
井上 幸三 様 (愛知県)
岩田 幸一 様 (八幡浜市)
上岡 芳一 様 (愛知県)
岡島 静香 様 (松山市)
小倉 京子 様 (和歌山県)
片桐 幸夫 様 (大阪府)
叶 幹郎 様 (東京都)
後藤 昭七 様 (奈良県)
小西 秀憲 様 (兵庫県)
篠浦 和明 様 (松山市)
新野 頼正 様 (松山市)
新野 敏子 様 (東京都)
助川 英治 様 (神奈川県)
滝野 和人 様 (千葉県)
辻川 集 様 (埼玉県)
中川 清喜 様 (千葉県)
西野 實 様 (兵庫県)
二宮 昇 様 (埼玉県)
松岡 孝次 様 (静岡県)
水沼 晋一 様 (東京都)
山下 弘子 様 (神奈川県)
匿名でのご寄附 様 (大阪府)

本市では、引き続きふるさと納税のご協力をお願いしています。
なお、寄附いただいた方全員に、大洲城や歌麿館の無料観覧券を、また、市外在住で1万円以上の寄附をいただいた方には大洲市の特産品をお送りすることにしています。
市外や県外にお住まいのご家族、お知り合いの方々に、ふるさと納税制度をご紹介いただきますようお願いいたします。
寄附の方法など詳細につきましては、大洲市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.ozu.ehime.jp/>

【問い合わせ先】
市役所企画調整課
☎24-2111（内線523）

平成20年から、自分の出身地の自治体を応援することができ「ふるさと納税」制度がスタートし、次の方々からご協力いただきましたので、感謝をこめて掲載させていただきます。
ご協力いただきました寄附金は、お選びいただいた事業に大切に使用させていただきます。

ふるさと納税にご協力いただきありがとうございます

税務署からのお知らせ

所得税・消費税・贈与税の確定申告は正しくお早めに

平成20年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談および受付は、2月16日(月)から、贈与税は2月2日(月)から始まり、申告期限はいずれも3月16日(月)ですが、期間間近になりますと税務署は大変混雑します。また、個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の確定申告は、3月31日(火)までです。

なお、税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、大洲税務署での相談および受付は行っておりませんが申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

申告書の提出は

e-Tax・郵送などでお早めに！

★青色申告で節税を

青色申告をする人には、所得の計算などで多くの特典があります。青色申告を利用されるには、青色申告を始めようとする年の3月16日までに、「青色申告承認申請書」を税務署長に提出して承認を受けることが必要です。

★インターネットで

申告書を作成

国税庁ホームページで、所得税の確定申告書などを簡単に作成することができます。作成した申告書はe-Taxを利用してオンラインで提出することができます。ぜひ一度試してみてください。

また、作成した申告書を郵送などで提出する場合は、

A4の用紙に出力し、添付書類とともに税務署へ提出してください。

★はじめてみませんか？

振替納税！

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。振替納税は、納付のためにお金を持ち歩くことなく、安全で便利です。

振替納税を利用される人は、税務署に用意してある「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署または金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

オンラインでらくらく。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



自宅や事務所に居ながらにして申告や納税ができる「e-Tax」がご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

タックスアンサーのアドレス <http://www.nta.go.jp/taxanswer/>
 国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利！

- 1 HPからカンタン申告！
- 2 最高5,000円の税額控除！
- 3 添付書類が提出不要！
- 4 還付金がスピーディ！

中小企業の皆さまへ

「原材料価格高騰対応等緊急

保証制度」の創設について

・売上高等の減少による認定要件が、3%（従前は5%）以上の減少へ緩和され、認定が受けやすくなりました。
 ・保証協会の100%保証となり融資が受けやすくなりました。
 ・対象業種の人は、一般保証8千万円に加えて、別枠で8千万円(担保がある人は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円)までの保証を利用できます。

【申請手続きについて】

大洲市内に本店を有する法人または大洲市内に住民票を有する個人事業主については、大洲市商工観光課において認定の申請を行う必要があります。

申請に際しては、融資を受けようと思われる金融機関にご相談の上、申請してください。

※なお、愛媛県・大洲市においても従前より融資制度を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

市役所商工観光課

商工観光第一係

☎ 21111 (内線534)

本制度は、原材料・仕入れ価格の高騰により大きな影響を受ける業種を幅広く対象とする緊急保証制度として、現行のセーフティネット保証制度の抜本的な拡充・見直しが行なわれ創設されたものであり、次のような特徴があります。
 ・対象業種が698業種に拡大されました。